

令和4年度第1回神戸市市民福祉調査委員会成年後見専門分科会 議事要旨

- ◇ 日 時 令和4年8月31日（水） 午前10時00分～午前12時00分
- ◇ 場 所 神戸市役所1号館6階大会議室
- ◇ 報 告 （1）神戸市における成年後見制度等の利用状況について
（2）市民後見人候補者の養成について
- ◇ 協議事項 中核機関移行後の現状及び今後の取り組みについて

1. 報告（1）神戸市における成年後見制度等の利用状況について
事務局より資料3の説明。

○委員

資料3の各都市の状況の令和3年度の実績については統計がないということだったが、令和2年度の神戸市が上から14番目というのはかなり低いと思う。この理由の分析はしているのか。また今後どうするのか。また、市民後見人養成については神戸市にかなりの蓄積があるというのは感じたが、市長申立ての件数が全国的に見ても低いことはどう考えているか。

●事務局

令和3年度の市長申立ての実績が47件と非常に減っている。また、この令和2年度末の実績は72件で、過去一番多かったが、14位という政令市の平均よりも下である。

令和3年度に少なくなった原因は、主に市長申立ての着手から完了までの流れが関係する。区で支援が必要な方を把握した場合、くらし支援課に要求を上げ、その後、成年後見センターで弁護士、医師、福祉関係の方を交えて判定部会というのを行って、問題なしとなれば裁判所に申立てを行うというふうに、一定の時間がかかる。令和3年度の47件の実績については、区役所からの相談自体は70件近くあり、相談自体は多かったが、準備の段階、もしくは申立てをする前の段階でお亡くなりになった方が非常に多かったのが1つ原因として考えられる。12名ほど亡くなられ、また、申立取下げの方もいた。

また、申立てをした年度で件数を計上しているのので、令和3年度については前の年度から準備して、令和3年度に繰り越してきたものが少なかったのと、令和3年度中に申立て完了まではいかずに、令和4年度に繰越した案件が6件程度あったということで、20件近くがキャンセル案件も含めて減ってしまったということがある。

ただし、相談自体がやはり令和2年度より減ってしまっているので、どれぐらい区に相談があったかとか、そこまでは吸い上げられてはいないが、今後は、例えばあんしんすこやかセンター等、関係機関からの相談を区役所が受けた場合は適切に処理するようにこちらから研修などを区役所に行い、底上げをして、案件の増加に対応できるように取り組んでいこうと考えている。

○委員

全体的にやはり全国と比べて少ないというのは、コロナの影響というのは理由にならないかと思うし、神戸家裁がデータを持っているかと思うが、専門職団体の感触として、選任事案はそれほど推薦依頼が減っているようには感じないし、困難事案の案件もかなり来ているので、原因を考えてその目詰まりを解くところが、全国と比べて低い理由の解決につながると思う。

○委員

委員言う通り、裁判所でも統計数値を取っている。県全体の数値であるが、全体の申立てのうち市長申立ての割合は、全国でも恐らく下から何番目かと思う。これは神戸市だけではなくて、兵庫県全体の傾向としてどうもそういうことがあるということが分かっているが、やはり私も原因が何かは分からず、神戸とか周辺の自治体ではやはり専門職からの申立てが非常に多い。

2. 報告(2) 市民後見人候補者の養成について

事務局より資料4の説明。

○委員

この4月から成年後見利用促進の第2期の基本計画がスタートして、意思決定支援ということが非常に強調されてきていると感じている。その辺を踏まえて、税理士会でもやはり研修内容を見直して、その分野にシフトしようという話をしているが、市民後見人の養成研修においても、その辺の変化というのはあるのか。

●事務局

基礎研修の最終日のカリキュラムの中で意思決定支援を含めている。今後、市民後見人の方にもそういった面でも活躍してもらおうと考えている。

○委員

先ほど委員が言われたように、意思決定支援が大事だということで、将来的には2期

計画の中にもある意思決定支援のサポーターのような役割についての養成が必要になると思う。神戸市もその取組を支援してくれたらありがたい。

3. 協議事項 中核機関移行後の現状及び今後の取り組みについて

事務局より資料5～7の説明。

○委員

資料6の図について、地域連携ネットワークが神戸市においてどういった者がこのネットワークに入るのか、また協議会はもう行われているのか。

●事務局

2期計画においては、わざわざ新たにネットワークをつくり直すとか、あるいは新たな協議会を一からつくり直すということは必要なく、既存のネットワークあるいは既存の集や会議体があるのであれば、それを発展的に充実させて、ネットワークや協議会としていくという手法についても許容されていると理解している。

既にネットワークとしては、各団体との連携という部分では、成年後見支援センター、安心サポートセンターも含めて現在も行われているかとは思っているが、確かにそのうちの部分がネットワークというのかが明確ではない。

協議会についても、例えば安心サポート委員会やこの専門分科会、関係団体の情報交換会など、様々な会議の場で専門職団体あるいは相談支援機関に集まってもらい、意見をもらう場は既にある。その部分をベースにして協議会を立ち上げていくべきとは思っているが、それぞれの会議にはそれぞれの性格があり、参加者や参加団体がかぶったり足りなかったりする形にもなっていて、これが全てを網羅した協議会だということも言えないので、今後各会議体をベースにして、皆さんの参画をお願いしていきながら協議会を作っていこうと思っている。

○委員

協議会の在り方というのも含め、いろいろなネットワークが、神戸市は非常に重層的になっている。このありよう自体は築き上げたものなので、今後も維持していければと思う。ただ、結局その重層的なものが多過ぎて、あんしんすこやかセンターの数もすごく多いという中で、結局どこで何が起きているのかというのが全く分からないまま、目詰まりのようになってしまうことがある。先ほどの市長申立ての件数が伸びないこともそういう目詰まりかと感じている。中核機関である社会福祉協議会（以下「社協」とする）が、いわ

ゆる司令塔機能のような役割を担っていくというときに、全ての情報がそこに来るという体制はやはり必要かと思う。結局、どこで何が起きているのかを司令塔が分かっていない状態だと、どうにもならないので、少なくともその司令塔があちこち動き回らないといけないのではなく、しっかりと情報を差配できるような体制をつくるのが重要だと思う。

2期計画を見据えていく中で、今までの成年後見のありようを少し変えていくところだと、日常生活自立支援事業（以下「日自」とする）との関わりが非常に重要になってくると思う。前年度、日自について神戸市で予算の拡充をしてもらったのは大変よかった。

これを踏まえて、社協が日自と成年後見支援センターとの垣根や縦割り感を外して、連携するような体制をつくってほしいと思っている。また法人後見をするNPO団体などについて今後情報を収集してアプローチしていくというところであるが、法人後見については裁判所が管理しているが、日自のような役割をNPOが担っていくようなことになると、それには裁判所等の管理が入らなくなる。そういうところは教育だけで何とかできる問題でないようにも思うが、神戸市が今情報収集等しようとしているNPOの対象は法人後見だけなのか、いわゆる任意代理のような日自的な機能を含めてのNPOを対象として考えているのか。

●事務局

まず、私どもとしては法人後見を切り口として、団体の現在の状況を把握していきたいと思っている。ただ、言われた通り、各NPO法人については、法人後見を受けるだけではなく、幅広い活動が行われていることも推測できるので、そういったところはこれから把握をしていく中で、必要な部分をあぶり出していけないとは思っている。その中で、日自的なものを各NPO法人が行っているという部分があれば、例えば成年後見支援センターあるいは安心サポートセンターなどで連携がどのように取れるのかというような課題が出てくるようであれば、それについても対処していく必要があると思っている。まだ全体が十分把握できていないところがあるので、今後調査していく中で見える部分もあるかと思う。

○委員

行政が監督するわけではなく、NPOに緩やかにかかわりを持つとなると危険がある。社協が行う日自は、きっちり帳簿類含めて管理ができることが前提に、市から補助などが出ていると思うが、社協と同じようにNPOにも神戸市がいろいろと教育してくれていると思って利用者がお金を預けて、実際は何ら神戸市の管理監督がないということが起こっ

てからでは手遅れかと思うので、やるのであればきっちりと重層的な管理というものも考えていくべきである。

●事務局

各法人でそういった日自的な業務を行っている可能性もあるが、それに対して我々としては、監督官庁でもなければ、何かをアドバイスできる立場なのかどうかということもあるので、慎重にその点については対処していきたいと思う。

●事務局

また、先ほど委員から指摘のあった安心サポートセンターでの日自事業と成年後見支援センターとの垣根をなくしていくというものについてだが、安心サポートセンターの利用者が後見制度を必要になったような時には、成年後見支援センターに市民後見人の活用も含めてシフトしていく際のガイドライン作成について現在検討しているところである。

日自は社協の独自事業、成年後見支援センターは委託事業という部分はあっても、日常の相談の場面でも、両社は同じ社協の中にあり、対象者も同一のような対象者であるので、垣根をなくして連携をしていく方策というのは十分検討していきたいと思っている。

○委員

率直に現場で私らが活動している肌感覚として、社協が中核機関になったことがあまり浸透していないということを感じている。中核機関というのが何なのかというのが今の説明でも抽象的で分かりにくいというところで、中核機関が何をしてくれるのかというのが分かりにくいというのがあると思う。例えば裁判所との連携の在り方や、あんしんすこやかセンターとか相談支援の事業者等、協議会というものもあるとは思いますが、それ以外でどういった連携ができるのかが、方法として具体的なところが分かりにくい。広報的な部分も浸透していないし、そのあたりの連携の在り方を今どう考えているのか。

●事務局

浸透してないというところについては、申し訳ない部分もある。しっかりとまずは中核機関として何ができるのかという部分で、広報という部分はしっかりやっていくべきであるし、相談機能の強化も含めてやっていく必要があると思っている。

例えばアウトリーチ相談を今回具体的にやっていこうとはしているが、できる限りそれぞれの相談機関からのニーズに対して、即応できる対応というものを今後やっていきたいと思っているところである。

一方で、その具体的な連携の形というのが、具体的に示せない部分があり、今回のよう

な議題になっている。普段から連携はある程度取れていると言ったが、それがルール・仕組みとして何かフロー図とかネットワーク図とかあるいは連絡網とか、そういったものは整備されていない。そういった仕組みまで求められているのか分からないということもあり、現在の緩やかなネットワークのほうが機能しているところもあるかもしれないし、仕組みとしてかためてしまうと、逆に動きにくいという可能性もある。一方で、仕組みとして見えるものがないと、連携しているといってもどのような形で連携しているのかが見えない部分もあるので、その辺りをうまくコーディネートできるように考えていかなければならないと思っている。

○委員

アウトリーチについても、神戸市は広いので、中核機関単独ではなく、あんしんすこやかセンターや障害者支援センターがあるので、中核機関からのアウトリーチなのか、センターからの吸い上げなのか、協力していくのか、新しいものをつくっていくのか、そういったことがやはり地域連携ネットワークというところで考えていく必要があるのではないかな。

○委員

今話に出てきたあんしんすこやかセンター、障害者相談支援センターの二人がいるので、今の話にとらわれずに、現在の困り事みたいなことがあれば言っていただければと思う。

○委員

あんしんすこやかセンターでは、最近やはり困難というか、複雑化している相談がすごく増えてきたというのがある。例えば、既に家賃を滞納していて、そのときにはもう本人も管理できていなくて、家族も疎遠で、支援につなぎたいけれどつなげられないことがある。本人の意思もなかなか確認しづらかったりすることも増えてきた。その場合は弁護士相談や区役所に相談したりするが、支援につなぐまでは一緒に銀行に行くなど、そういう支援が増えてきている。また、ネットワークということについても、相談できるところがたくさんある方がセンターとしてもありがたいので、その辺の支援というか、なかなか区役所に市長申立てをお願いしても、家族がいるのであれば、まずは家族へ連絡を取ってくれと戻されることが多いが、結局、家族ともなかなか連絡が取れなくて、それで申立てが遅くなってしまって、結局退去しないといけなくなったということが現実問題起こってきている。その辺のスムーズな連携、速やかにつなげる方法というのを検討してもらえたらと思う。

○委員

市長申立てではなくて、それ以外に何ができるかということの相談は区役所にするというイメージはあるか。

○委員

それもある。それも全部含めた上でいろいろ今までしてきたが、どうしてもやはり家族と連絡が取れないとか協力が得られないとかいう場合に困る。

○委員

区役所としては今こういう相談があんしんすこやかセンターからあったときに、対応できる方法としてどんなものがあるか。

●事務局

まず、区役所については、相談があった場合は、状況を確認した上で、市長申立てをするのかどうかを、本庁のくらし支援課とも話をしながら進めているところである。ただ、区役所が単独で判断をしている件数も非常に多いかと思っている。区役所に相談があったら必ずくらし支援課に上がってくるという形にはなっていない。

○委員

例えば、弁護士会と区役所で連携をしていて、あんしんすこやかセンターで困り事があったら、その区担当の弁護士がふた月に1回か何か相談会をやっていると思う。

●事務局

やっている。

○委員

それを神戸市としても広報できてないところがあるのではないか。その相談を使えると、例えば市長申立以外の方法があることが分かるかもしれないし、やはり神戸市は大きいので、区レベルである程度差配ができるような力を持つ必要もあるが、既に弁護士会だけじゃなくて、司法書士協会の同行相談などもあるのに、何にそういうものができるのかという交通整理が多分できていない。今ある手段を活用してもらったら多くのことがおそらく整理できていくという気がする。

それとやはり神戸市は大きいので、成年後見支援センターじゃなく、区レベルでもセンターがやっているようなことができるよう底上げをして、かつセンターはそれを上から何か俯瞰するような形で司令塔機能を発揮できるといいと思う。

障害者相談支援センターの困りごとを教えてください。

○委員

以前に比べると保健センターなどの、いろいろな相談窓口ができて、整ってきているという実感がある。現場で動いている中では、やはり障害のある方もいろいろな特性とか障害の状態とかがあるので、既存の相談の仕組みに乗っからないというか、活用が難しいものもある。現場で直接困り事を聞いて、私たちも一緒に困っているというような事例を、相談できる先があることはもちろん大事であるが、その困っているような事例を市のどこかで集約しているかが分からない。集約したりそれをまた解決できるような仕組みに変えたりということが今どのようになっているのかも分からない。そういうことが分かっていると現場も少し安心というか、今は解決が難しくても、課題として共有できていることが分かる。また、ネットワークを作っていくことや、そのコーディネートをするところも大事ではあるが、やはり現場の人間が足りていないと、幾らコーディネートしようと思っても、困ってしまうので、その人材をどれだけ増やしていけるかということが大事である。そういう意味で、実際に困っていることがあっても、集約されて、今後の課題解決の仕組みが新たにできていったりする流れがあれば、現場のモチベーションの改善や、何か全体的な底上げにもなるかと思う。

○委員

今の話について、私も把握し切れていないが、各区の自立支援機関で普段からいろいろ課題を持って、情報が集まってきて、それを区の協議会で課題を抽出して神戸市に上げるという仕組みがあるかと思う。その中で権利擁護に関わる課題も出てきていると思うが、それをどこかにつなげたりするルートはあるのか。協議会は障害者支援課が管轄だが、成年後見とか、そういう課題は障害者支援課が直接扱う問題ではないので、それはどこかにつなげるということはやっているか。自分も関わっていないがよく分かっていない。障害の分野での日常生活とか介護、ケア、社会参加とかの課題は支援につなぐルートがあるが、成年後見の課題はどこにつないでいるのか。

●事務局

自立支援協議会で現場から事例が上がってくるが、特にそれは障害者福祉の施策推進協議会で計画を立てたりするのに関係するような、福祉サービスとか障害者にまつわる生活とかがおそらく一番多い。そういった課題は推進協で計画に反映している。その中で権利擁護の話も区で部会を持っているところもあるが、規模が小さく、また施策推進協で解決できる話でもないで、くらし支援課などにつなぐというルートをきちんと作っておく必

要があると思う。災害のことなどは、ほかの部局にも日常的な情報提供はしているが、権利擁護はまだきちんとしたルートでつなぐというところまでは至っていないので、こういう場で協議するというのも一つの方法かとは思う。

○委員

各区で上がってきた課題を神戸市の中できちんと振り分けて、中核機関につないだりして、既存の団体や部署のルートがきちんとできていれば、それがネットワークになるのかなと思う。

●事務局

まず、区役所から市長申立ての話を一旦戻されてしまうという部分は、市長申立ての件数が少ないということにもつながっているかもしれない。そういった部分は我々も十分把握し、対処していかないといけないと思っている。神戸市は広い中で、センターが1か所にしかないで、それぞれの区のレベルアップだとか、あるいは仕組みづくりを進めていかないといけない。1か所しかないセンターでアウトリーチができるのかという話も、まさにそのとおりなので、各区単位でしっかりとレベルアップをし、すぐには難しいかもしれないが、将来的には仕組みづくりも考えていくことが重要かと思っている。

一方で、現場からの声は今でも吸い上げていくルートはあるが、なかなかそれを集約するのが難しいということもあるかと思う。それについては、国がイメージしているところでいうと協議会かと思うので、それを念頭に置きながら、協議会のあるべき姿を考えていく必要があるかと思う。

○委員

ほかのテーマでも、何かあれば。

○委員

資料6の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割の部分の、3つの機能の中の進行管理機能についてだが、専門職等による専門的助言等の支援の確保を担保するということで、具体的には神戸市として、土業に対してどのようなものを求めているのか。例えば税理士会がどのような形で対応策を講じておけば、仕組みをつくっておけばいいというプランみたいなものは今既にあるか。

●事務局

今現在は持っていない。ただ先ほどの検討課題の2つ目にもあったと思うが、権利擁護の支援チームに対して、それを支えていく仕組みというところに専門職の知見や助言等が

関わってくると国は考えていると思う。いきなり専門職に話を持っていくのがどうしても難しい、またどこに話をすればいいか分からないというときに、後見支援センターや地域連携ネットワーク、協議会といったところがうまく交通整理をして、各専門職へのつなぎをしっかりと担保していくというのが、この進行管理機能というところに求められているかと思っている。それをどのような仕組みで担保していくのが今後考えていくべき課題と思っている。

○委員

資料の7で、地域連携ネットワークづくりというところで、後見人等の候補者の適切な推薦の実施という記載がある。家裁で課題だと思っているところで、神戸市は市長申立てを年間何十件もしているところではあるが、その市長申立ての際に後見人の候補者が基本的には一任で申立てがされているという部分がある。

一任というのは、裁判所に後見人の候補者を決めてくださいということになり、裁判所は裁判官がこれを判断しているが、やはり裁判官も万能ではない。法律的な課題、例えば訴訟をしなければならないとかお金を借りているのを返してもらわなければならないとか、あと不動産を売却しなければならないとか、そういう課題に関して裁判所はこういう候補者を選んだほうがいいのかというのは割と得意というか、選びやすいというところではあるが、そうではない隠れた御本人の周りの状況だとか福祉の状況だとかいうところを踏まえて、本来はどういう人がいいのかという判断を裁判所はしないといけない。そういった中で、本人から調査官という職員が話を聞くという手続があり、例えば本人の判断能力が低くてほとんど話ができないぐらいのレベルになると、調査官も福祉の専門家というわけではないので、話して調査をするということは実際にはできていない。

本来的には裁判所が適切な候補者を選ぶためには、その裁判所に申し立てられる際に、適切な候補者が、事前に受任者調整会議が開かれて、適任な候補者が挙げられていれば、よりよい人を裁判所は選べる。今のところは神戸市からは、後見人については一任という形で裁判所に任せられている状況で、裁判所は申立ての際の資料しか判断基準はないので、それを見てできる限りこの人がいいのではということで選んでいる。よりよい人を選ぶためには、この地域連携ネットワークでの受任者調整会議というところで、本人の周りの者や、法律的な課題に関しては専門職団体や士業の方に意見を聞いたり、判断能力が関わるところであれば、医者や福祉関係者の意見を聞いたり、身の回りの福祉関係者や自治体にも意見を聞いたりしながら、受任者調整ができて、候補者が選ばれて申立てがなされれば一番いいと思

う。

ただ、今のところ完璧な受任者調整ができていない自治体は兵庫県内でもほとんどないという状況なので、裁判所としては、例えば生まれにあるが、具体的に誰かというところまで難しくても、こういう課題があるのでこういう専門職がいいという意見をつけて申立てをすると、さらによりよい後見人を選ぶことにつながると思う。この点について、今どういう現状になっているのか。受任者調整の関係を教えていただければと思う。

○委員

委員は判定部会をされているので、話してもらえるか。

○委員

弁護士と医者と福祉関係者で市長申立案件の検討をして、後見人候補者は具体的に誰にするとかいうのはないので、例えば法律的な課題があるということなら、弁護士がふさわしいであろうという意見を出すことが多いが、そうではない案件の場合は大体一任としている。ここが現状難しいところで、もう一步踏み込んで、弁護士とか司法書士とか社会福祉士とか、指定できたらいいのだろうが、そこはその専門職団体がどういう仕事を受けるのかにも関わるので、具体的な団体を指定することは現実難しい。どの職種でも可能ということで一任とすることがあるが、できたらもう一步踏み込んで、どの職種と決めずとも、「福祉的な課題があり、それに対応できる後見人がふさわしいと考える」というような一文をつけられたらいいというようなことかと思う。

○委員

そういう一文があったほうがいいということか。

○委員

そうである。

○委員

現状は、どの職種でも可能であればあえて言わないで任せて、ただどうしても訴訟をやらなないといけない場合は弁護士が適任というような意見を書くというようなものである。

○委員

中核機関とか地域連携ネットワークの検討の上での意見を、裁判所も2期計画上尊重すべきだと考えているので、そういう一文があれば裁判官としても一応安心して選べるということかと思う。もしそれが間違っていれば、後見人の交代も柔軟に対応していかないといけないというのが2期計画ではあるが、最初から適任な人がついているというのが一番

だと思うので、できる限りでいいので何か意見を付してもらえたらと思う。

○委員

神戸家裁に聞きたいが、神戸市では本人情報シートに重きが置かれているかと思うが、全国的には9割ぐらいが本人情報シートを使っているという情報を聞いている。家裁も本人の情報が少ないほど困ると思うが、実際はどの程度本人情報シートの提出があるのか。

○委員

本人情報シートは全国で90%台出ていて、神戸家裁でもそれほど変わらない状況。候補者を誰にするかというところにやはり本人情報シートがかなり役立っているところなので、ぜひつけてほしいと思っている。提出の強制はしていない。

○委員

それぐらいの情報があれば、ある程度神戸家裁で選べるということか。

○委員

ただ、身の回りの福祉の方が書くので、あまり法律的な課題に関しては書かれてはいない。

○委員

法律的な課題があれば、それは神戸市からの意見書に記載されていると思うが。

○委員

その通り。福祉関係の内容がシートに書かれていれば、今のところはそういったものを参考に選んでいるが、一人の意見なので、さらに意見があればより良いというものである。贅沢を言っているかもしれないが。

○委員

他に何かあるか。

○委員

行政書士への相談というのもそれなりにあるが、いろいろ他に相談した後に行政書士に相談に来るのかなと思う。中には、他の士業に今相談しているが、なかなか返事がないと言って相談にくる場合もあり、そういう場合は断っている。また、今日は法定後見の話が多かったが、任意後見についても全体の3分の1ぐらいの割合で相談等がある。

○委員

さきほど家裁から、後見人の柔軟な交代も必要というような話があったが、これは第2

期計画の肝でもあると思う。これについて具体的に裁判所では、中核機関との役割の整理や連携方法など含めて、何か取り組んでいるのか。

○委員

特に取り組んでいない。基本的には、交代に関しては裁判官の判断になるが、2期計画で示されている以上、柔軟に判断していかないといけないと思っている。ただし、今は交代してもらうには辞任してもらわないといけない制度になっている。解任はできないので、辞任をしてもらうよう裁判所から促しはするが、強制はさせられない。今の制度だとそれが1つネックではあるが、中核機関や地域の人、地域連携ネットワークの意見として、別の後見人をつけた方がいいというものがあれば、やはり裁判所としても大きな意見として聞かないといけないと思う。辞任を促していくというところはやや心苦しいので、よりよい制度ができればいいとも思う。本人と現在の後見人の方とでもう辞めるという調整がついていて、新しい後見人候補者もいるという状況であれば、裁判所はその状況を踏まえて検討しないとイケないということを裁判官に進言すべきであるとは思っているが、最終的には裁判官の判断になるという部分はある。

○委員

今の話については、大きな課題を解決する弁護士とは違い、司法書士は社会福祉士と立ち位置が近くなるかと思う。例えば、後見人として間違っただけで後見業務において柔軟性がなくかたくななために後見人と親族間でトラブルになることがある。またもう一方では、親族が後見人を困らせるほど過干渉である場合もある。こういった場合に、今までであれば後見人が後見業務において正しいことをしていれば、裁判所は辞任を促したり解任をしたりということはなかったが、ここ最近の全国の動きを見ていると、もちろん裁判官の判断によるが、後見人の解任につながるような事例もある。

解任事例が増えてくると、過干渉な親族などに耐えて頑張っている後見人も、親族とトラブルになっただけで一方向的に解任されてしまうとすれば、おそらく後見人は頑張らずに後見人の交代を選ぶようになる。しかし、交代を選んでも、結局同じ司法書士会の誰かが後見人にならないといけない。もしくは、新しい後見人は社会福祉士会にお願いするか、その逆のような場合もあると思う。後見人の業務に問題があるのかどうかの線引きは非常に難しいと思うが、裁判所から辞任を促された事例は司法書士会員の中で一定共有されてしまうので、そういった事例になりそうであれば自ら交代を促されることを選ぶものも出てくると思う。そうなると、後見人の数は限られているし、また団体間での押し付け合い

※○は委員の発言、●は事務局の発言

にもなるので、裁判官の専権で解任できることは分かっているが、後見人の振る舞いをきちんと見て解任等は判断してほしいと思う。「柔軟な選任交代」だけで解決しようとすることは、困難事例の場合に後見人が頑張らなくなるという状況を引き起こしかねないということもあるので、慎重に検討してもらいたい。